

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

(老企第36号第2の9(2)、老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号別紙1第2の11(2))

1 用語の説明

用語	説明
軽度者	要支援1、要支援2及び要介護1の人。自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要介護2及び要介護3の人を含む。
対象外種目	<p>原則として、要支援1・2、要介護1の人は給付の対象外となる種目</p> <p>①車いす、②車いす付属品、③特殊寝台、④特殊寝台付属品、 ⑤床ずれ防止用具、⑥体位変換器、⑦認知症老人徘徊感知機器、 ⑧移動用リフト（つり具の部分を除く。）</p> <p>原則として、要支援1・2、要介護1～3の人は給付の対象外となる種目</p> <p>⑨自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）</p>
厚生労働大臣が定める者のイ	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等</p> <p>厚生労働省告示第94号（平成27年3月23日）第31号のイ（表2参照）</p>

2 福祉用具貸与の原則

軽度者への福祉用具貸与について、その状態像から見て使用が想定しにくい車いす等「対象外種目」は、
原則として保険給付の対象外です。

ただし、「厚生労働大臣が定める者のイ」（表2参照）で定める状態像に該当する人については、軽度者であっても保険給付の対象とすることができます。（例外給付）

3 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

軽度者に対象外種目を貸与する場合は、次の（例外1）～（例外3）により「厚生労働大臣が定める者のイ」（表2参照）で定める状態像に該当するかどうかを確認し、保険給付の対象となるかを判断します。

（例外1）原則として、基本調査の結果を用いて確認

まずは、表2で定める「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」を、直近の認定調査により確認し、要否を判断します。市への確認は必要ありません。

（例外2）対応する基本調査の確認項目がない場合の確認

表2で定める「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」のうち、「ア 車いす及び車いす付属品」の「(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」と「オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）」の「(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、対応する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な人が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護（介護予防）支援事業者が要否を判断します。なお、この判断の見直しについては、居宅（介護予防）サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととします。市への確認は必要ありません。

(例外3) 基本調査の結果のみでは例外給付の対象とならない場合の確認

基本調査の結果のみでは例外給付の対象とならない場合でも、次のア、イの要件を満たす場合は、これらについて市が書面等により確認することで、保険給付の対象とします。

ア 表1のⅰ～ⅲのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。

イ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

表1

	該当項目	該当する状態の事例
ⅰ	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者のイ」で定める福祉用具が必要な状態に該当する人	パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
ⅱ	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者のイ」で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる人	がん末期の急速な状態悪化
ⅲ	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者のイ」で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる人	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

※該当する状態の事例は、あくまでもⅰ～ⅲの状態に該当する可能性のあるものを例示したものです。

該当する状態の事例以外の人でも、ⅰ～ⅲの状態であると判断されれば、保険給付の対象となります。

4 3の(例外3)に該当する場合の軽度者に対する福祉用具貸与の手続きについて

(1) 医師の医学的所見の確認について

次の①～④のいずれかにより、表1のⅰ～ⅲの状態像に該当するかどうかを確認します。

(注意) まずは、直近の認定調査の主治医意見書に、福祉用具貸与が必要な状態像が記載されているかどうかを確認します。記載がない場合は、②～④のいずれかで確認してください。

<医師の医学的所見の確認書類>

- ①福祉用具貸与が必要な状態像が記載された主治医意見書(直近の認定調査)
- ②連絡票(豊田市介護サービス機関連絡協議会)又は診療情報提供書(豊田加茂医師会)
- ③医師より聴取した内容を記載した居宅(介護予防)サービス計画、担当者会議の記録又は支援経過(聴取日時・聴取方法・内容・医師氏名の4項目全てを記載)
- ④医師の診断書

(2) 市への確認の流れ

原則として、福祉用具貸与の開始前に次の①～③の書類を市へ提出してください。

書類・手続き等に問題がなければ、市の確認印を押して写しを取り、原本は返却します。

<市への提出書類>

- ①医師の医学的所見を確認した書類(表1のⅰ～ⅲに該当する状態像が確認できるもの(1)参照)
 - ②サービス担当者会議の記録(福祉用具貸与の必要性について、検討内容と結果を記載)
 - ③福祉用具貸与が位置付けられた居宅(介護予防)サービス計画書
- (注意) 市への確認は、居宅(介護予防)サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととします。

表2

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意志を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く)	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

軽度者に対する福祉用具貸与について（フローチャート）

☆次の福祉用具貸与の種目については、給付要件が必要

ア車いす及び車いす付属品 イ特殊寝台及び特殊寝台付属品 ウ床ずれ防止用具及び体位変換器 ハ認知症老人徘徊感知機器 オ移動用リフト カ自動排泄処理装置

◎必要な給付要件の判断手順

→ YES → NO

